

公 示

公示第 92号

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成26年3月26日付け公示第134号）を別紙のとおり一部改正したので公示する。

令和 5年 10月 2日

東北運輸局長 石谷 俊史



○一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第 1 3 4 号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について</p> <p>道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 2 項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成 2 6 年 3 月 2 6 日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 長谷川 伸一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次に掲げる全ての事項に該当するときは変更命令の検討を必要としないものとする。</p> <p>① 運賃・料金の下限額が、別紙 1 の下限額以上であるとき。</p> <p>② 運賃・料金の適用方法が、別紙 2 の「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」と合致するものであるとき。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第 1 3 4 号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について</p> <p>道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 2 項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成 2 6 年 3 月 2 6 日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 長谷川 伸一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次に掲げる全ての事項に該当するときは変更命令の検討を必要としないものとする。</p> <p>① 運賃・料金の下限額が、別紙 1 の下限額以上であるとき。</p> <p>② 運賃・料金の適用方法が、別紙 2 の「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」と合致するものであるとき。</p>

2. 運賃・料金が、上記1の基準に従い、変更命令の検討を要すると判断された場合は、法第9条の2第2項で準用する**法第9条第7項各号**に該当するか否かの調査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類の提出を求める。

3. 運賃・料金の適用方法が、別紙2の標準適用方法と合致しないものである場合は、法第9条の2第2項で準用する**法第9条第7項各号**に該当するか否かの調査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、標準適用方法と異なる理由について意見聴取を行うとともに、必要に応じ、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類等の提出を求める。

4. 上記2、3の場合において、調査の結果、法第9条の2第2項で準用する**法第9条第7項各号**に該当すると判断されるときは運賃・料金を変更すべきことを命ずることとする。

附 則（平成26年3月26日 公示第134号）

1. この公示は、平成26年4月1日から適用する。
2. 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。

2. 運賃・料金が、上記1の基準に従い、変更命令の検討を要すると判断された場合は、法第9条の2第2項で準用する**法第9条第6項各号**に該当するか否かの調査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類の提出を求める。

3. 運賃・料金の適用方法が、別紙2の標準適用方法と合致しないものである場合は、法第9条の2第2項で準用する**法第9条第6項各号**に該当するか否かの調査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、標準適用方法と異なる理由について意見聴取を行うとともに、必要に応じ、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類等の提出を求める。

4. 上記2、3の場合において、調査の結果、法第9条の2第2項で準用する**法第9条第6項各号**に該当すると判断されるときは運賃・料金を変更すべきことを命ずることとする。

附 則（平成26年3月26日 公示第134号）

1. この公示は、平成26年4月1日から適用する。
2. 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。

<p>3. 2により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。</p> <p>4. 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成14年6月25日付け公示第21号）は、平成26年3月31日限りこれを廃止する。</p> <p>附 則（令和元年7月23日 公示第20号）</p> <p>1. この公示は、令和元年8月1日から適用する。</p> <p>附 則（令和5年8月25日 公示第72号）</p> <p>1. この公示は、令和5年8月25日から適用する。</p> <p>2. 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができる。</p> <p>3. 2により従前の運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。</p> <p>附 則（令和 5年 10月 2日 公示第 92号）</p> <p>1. この公示は、令和5年10月2日から適用する。</p>	<p>3. 2により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。</p> <p>4. 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成14年6月25日付け公示第21号）は、平成26年3月31日限りこれを廃止する。</p> <p>附 則（令和元年7月23日 公示第20号）</p> <p>1. この公示は、令和元年8月1日から適用する。</p> <p>附 則（令和5年8月25日 公示第72号）</p> <p>1. この公示は、令和5年8月25日から適用する。</p> <p>2. 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができる。</p> <p>3. 2により従前の運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。</p>
<p>別紙1～3 （略）</p> <p>様式1～3 （略）</p>	<p>別紙1～3 （略）</p> <p>様式1～3 （略）</p>